

2023年7月20日

内閣総理大臣	岸田 文雄 様
厚生労働大臣	加藤 勝信 様
厚生労働副大臣	伊佐 進一 様
厚生労働副大臣	羽生田 俊 様
厚生労働大臣政務官	畦元 将吾 様
厚生労働大臣政務官	本田 顕子 様
厚生労働事務次官	大島 一博 様
厚生労働省医務技監	迫井 正深 様
厚生労働省保険局長	伊原 和人 様
厚生労働省保険局医療課長	眞鍋 馨 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

国から受診時には被保険者証を持参するよう 国民に向けて呼びかけること等を求める要望書

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日本の社会保障制度拡充のために、またこの度の新型コロナウイルス感染症対策に、日夜ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

さて、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認については、マイナンバーと健康保険証などをひもづける作業に誤りが多数発生していると共に、医療機関の窓口では、「無効・該当資格なし」と表示される等、多くのトラブル事例が報告されています。このような中、資格確認でトラブルが発生したことで、保険料を払っているにもかかわらず10割負担を求められるケースが発生したことが国会でも問題視されました。

このため厚生労働省からは本年7月10日、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」が通知され、それに先立つ7月4日には、事務連絡「オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について」が発出されました。

これらの通知及び事務連絡は、医療機関での窓口業務の際に協力を求める内容となっておりますが、非常に煩雑な事務対応が求められているだけでなく、示された対応では▽実際に保険料を支払っているかどうかの確認はできない▽停電時等

は「システム障害時モード」が使用できない▽顔認証不具合時の「目視」確認の判断基準と責任の所在が不明確▽保険証を持参していないだけか有効な保険資格がないかが窓口では分からない▽「被保険者資格申立書」への明らかに不正確な記載への対応が不明▽「被保険者資格申立書」で負担割合が「わからない」と記載された場合の対応が不明▽マイナンバーカード持参の場合、美容医療等保険診療対象外を除き自費診療があり得ない仕組みとなっている▽費用を保険者等で按分する場合に、本来不要な公金支出が発生し得る一等多くの疑問や課題が内包されています（別添資料参照）。

またマイナンバーと情報の紐づけについて政府は、自治体等に「総点検」を指示していますが、河野太郎デジタル相が「人間がやる以上、どうしても（間違い）ゼロにはできない」と述べているように、ヒューマンエラーはゼロに近づけることはできてもゼロにはできません。さらに、医療機関が電子カルテシステムを導入する際、システムダウンを来した場合に紙カルテ運用に切り替え、診療に支障がないよう対応する等しますが、来年秋には保険証廃止が予定され、「資格確認書」は希望者にのみ発行される予定とされており、オンライン資格確認システムにおいては、システムダウンを来したような場合の対応が十分とは言えません。

そこで、有効な保険証が発行されている方が適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、また多くの公金を使用され構築されたオンライン資格確認システムやマイナンバーカードを無駄にしないためにも、下記の内容を実現下さいますよう、要望致します。

記

- 一、窓口での資格確認トラブルを最小限にとどめるために、国から、マイナンバーカードにより受診する場合であっても、国民に被保険者証を併せて持参するよう呼びかけること
- 二、被保険者証を廃止しないこと。廃止を取り止める法整備が整うまでは、廃止を凍結すること

以 上